

**令和7年度
江戸川区認可外保育施設集団指導
(居宅訪問型保育事業(個人))**

～指導監督基準解説編～

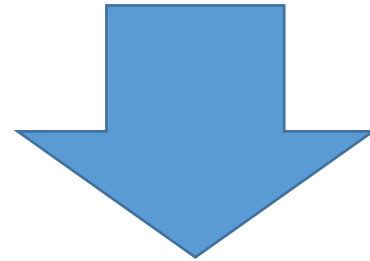
子ども家庭部子育て支援課
指導検査係

目次

1. 指導監督の概要
2. 指導監督基準

1. 指導監督の概要

- ◆児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ◆児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認



指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、基準への適合状況を確認する。

- ◆認可外の居宅訪問型保育事業（**事業者**）については、**立入調査**を実施する。
- ◆認可外の居宅訪問型保育事業（**個人**）については、立入調査に代えて講習等の方法による**集団指導**を実施する。

江戸川区では個人のベビーシッターに対して、年1回の集団指導を実施しています。（毎年受講が必要）

- ◆ 「江戸川区認可外保育施設指導監督実施要綱」
- ◆ 「認可外保育施設指導監督要綱実施細目」
- ◆ **「認可外保育施設指導監督基準」**
- ◆ **「評価基準 別表2-3」**（事業者の場合）
- ◆ **「評価基準 別表2-4」**（個人の場合）

掲載箇所

江戸川区HP> 子育て・教育> 子育て> 保育施設指導検査
> **指導検査実施要綱・実施方針・基準等**

立入調査の流れ【一般的な流れ】

区

①設置届・運営状況報告等により施設の状況把握

区

②立入対象事業者への実施通知を送付

区

③立入調査の実施

区

④調査結果の通知

設置者

⑤改善状況報告書の提出（原則30日以内）

区

⑥改善状況報告書の確認・再指導

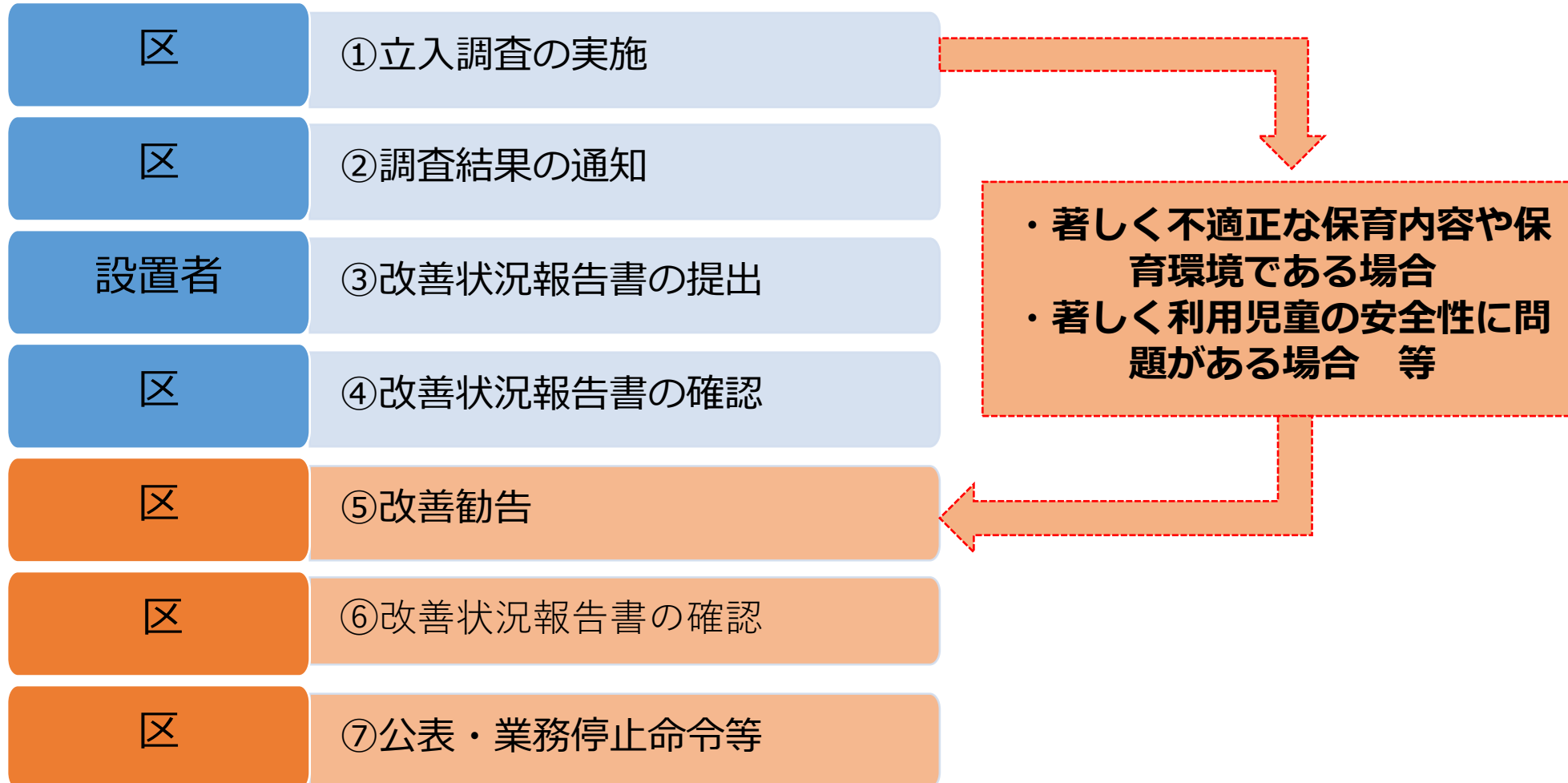
集団指導の実施

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合（※）
- ◆ 利用者等から 苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等

（※） こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む

→ **立入調査実施**

立入調査の流れ【随時対応】



2. 指導監督基準

指導基準第1

《保育に従事する者の数》

→原則、**1人に対して乳幼児1人**

※ 保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用する場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

《保育に従事する者の有資格者の数》

→有資格者とは、**保育士又は看護師**

→都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修
を修了した者を含む

(例) ○居宅訪問型保育基礎研修

○子育て支援員研修（地域保育コース）

○（公社）全国保育サービス協会によるベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修

○認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

《防災上の必要な措置の実施》

→地震、火災等の災害発生時における対処方法について

検討及び実施をしているか

→非常災害発生時を想定した配慮をする

(例)

- 避難経路や消火用具の場所を確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認

指導基準第5-1

《保育の内容》

- ※ 保育所保育士指針を踏まえた適切な保育が行われているか
 - ◆ 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育を行う。
 - ◆ 安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられ、健康的な生活リズムが保たれるよう配慮する。
 - ◆ 乳幼児の生活リズムにそった保育を実施する。
- ※ 子どもの発達の特徴や発達過程、乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に配慮した保育の実施。

指導基準第5-1

《保育の内容》

◆漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育にならないようにする。

※子どもの遊び等や保育の実施に関して留意すべき事項に配慮した保育の実施。

《保育に従事する者の保育姿勢等》

指導基準第5-2

- ◆乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者としての適切な姿勢を保つ。
→ 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）の理解。
- ◆保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上に努める。
→ 保育従事者の質の向上のため、研修を受講してください。
(**定期的**に受講することが望ましい。)

(例) 公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員
テーマ別研修 など

指導基準第5-2

- ◆乳幼児の人権に対する十分な配慮
 - 身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮した保育を行う。
- ◆児童相談所等の専門的機関との連携
 - 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所に通告する。
 - 心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門機関に対し適切な連絡に努める。

《保護者との連絡等》

指導基準第5-3

- ◆保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施
→連絡帳又は、これに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡する。
- ◆保護者との緊急時の連絡体制
→緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握しておく。また、かかりつけ医等の緊急時に必要な連絡先も把握すること。

指導基準第6-1、2

《衛生管理の状況》

- ◆食器やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。

《食事内容等の状況》

- ◆乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせることや、離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意を払うなど、乳児に対する適切な配慮を行う。
- ◆アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

指導基準第7-1

《乳幼児の健康状態の観察》

- ◆預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察を行う。
- ◆預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受ける。
 - ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌 等
- ◆引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察及び、保護者へ乳幼児の状態の報告を行う。
 - ※上記と同様

指導基準第7-2

《職員の健康診断》

◆ 健康診断を1年に1回受けているか

◆ 検便を実施しているか

→ 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施

→ 検査結果は適切に保管

指導基準第7-3

《感染症予防対策》

- ◆トイレ、おむつ交換後とその他の保育で手洗い場所を分ける。
- ◆嘔吐物処理の手順を知る。

～新型コロナウイルス感染防止策～

- ◆保育者や子どもの手洗い、消毒を行う。
- ◆保育者はマスクを着用する。
- ◆定期的な換気を行う。
- ◆保育者の検温、健康状態の把握を行う。

《乳幼児突然死症候群に対する注意》

指導基準第7-4

- ◆睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸をきめ細かく観察する。
（午睡室は、子どもの唇の色が確認できる明るさを確保する）
乳児は、5分毎
1歳児～2歳児は、10分毎に睡眠チェックをし、記録に残す。
- ◆乳児、1歳児、2歳児は、仰向けに寝かせる。仰向け寝は乳幼児突然死症候群のほか窒息の防止の観点からも有効であるが、医学上の理由から医師がうつ伏せ寝を勧める場合もあるため、利用開始時に保護者に確認すること。
- ◆保育中は、禁煙を厳守する。

《安全確保》

指導基準第7-5

- ◆安全計画を策定し、安全計画に従い乳幼児の安全確保に配慮した保育を実施する。
 - 訪問先の設備、周辺環境の安全点検や安全に関するマニュアル（安全計画）の整備や徹底事故防止、防犯、安全最優先などシッターとしての心構え
- ◆安全計画に定める訓練を定期的実施する。
 - けがや急病等における応急手当の実践、ヒヤリハット時の事故防止意識の再確認
- ◆保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知する。

《安全確保》

指導基準第7-5

【安全計画の策定について】

安全計画様式、作成例については、江戸川区ホームページに掲載しています。
下記URLをご参照ください。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/kensa/kyotakuhoumon.html>

安全計画に関するこども家庭庁の通知については、下記URLをご参照ください。

「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」
(こども家庭庁ホームページ)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/8d430c25/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuuchi_21.pdf

《安全確保》

指導基準第7-5

- ◆事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理をする。
→保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認
- ◆不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている。
- ◆児童の移動のために自動車を運行する際は、児童の乗車及び降車の際に、点呼等その他児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認する。

《安全確保》

指導基準第7-5

- ◆事故発生時に適切な救急処置が可能となるよう実技実習を定期的に受講する。
→消防署主催の救命講習（実技講習を伴うもの）又はこれと同等の内容の講習を定期的に受講してください。
(受講証や研修修了証により確認します。)
- ◆賠償責任保険に加入する。
- ◆事故発生時には速やかに当該事実を江戸川区に報告する。
- ◆事故の状況、事故に際してとった処置について、記録する。

《施設及びサービスに関する内容の提示》

- ◆ 利用者に対し、サービス内容に関する提示が必要な項目（14項目）を書面等により提示しているか

提示が必要な14項目

a. 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名	h. 設置者の研修の受講状況
b. 事業所の名称及び所在地	i. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
c. 事業を開始した年月日	j. 提携している医療機関の名称、所在地、提携内容 ※提携している場合
d. 保育提供可能時間	k. 緊急時等における対応方法
e. サービスの内容、利用料等に変更があった場合の内容及び理由	l. 非常災害対策
f. 利用定員	m. 虐待の防止のための措置に関する事項
g. 設置者の資格の保有状況	n. 設置者が事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことの有無

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明》

指導基準第8-2

- ◆ 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な項目（8項目）を書面等により交付しているか
- ◆ サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか

書面等による交付が必要な8項目

a. 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	e. 当該利用者に対し提供するサービスの内容
b. 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	f. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
c. 事業所の名称及び所在地	g. 提供する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ※提携している場合
d. 事業所の管理者の氏名	h. 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

子育て支援課指導検査係HP

◆指導検査係HP

江戸川区HPトップページ> 子育て・教育> 保育施設等指導検査

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kosodate/kosodate/kensa/index.html>

◆ベビーシッターの方向けのページ

子育て・教育> 保育施設等指導検査> 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）について

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/kensa/kyotakuhoumon.html>

問い合わせ先（提出先）

〒132-8501

江戸川区中央1-4-1

江戸川区子ども家庭部子育て支援課指導検査係

電話：03-5662-0349（直通）

提出先アドレス：2110200@city.edogawa.tokyo.jp